

第 18 回草津市有償運送運営協議会 会議録

■日時：

令和 6 年 3 月 4 日（月） 10 時 00 分～ 11 時 50 分

■場所：

草津市役所 4 階 行政委員会室

■出席委員：13 人

布施委員、辰野委員、松尾委員、野田委員、片山委員、中内委員、吉田委員、
宮下委員、樽井委員、前野委員、田中義一委員、安藤委員（江南代理）、杉田委員

■欠席委員：0 人

■事務局：

福留課長、小島補佐、中井主事

■傍聴者：

なし

1. 開会

【事務局】

本日は御多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまより、第 18 回草津市有償運送運営協議会を開会させていただきます。

事務局の草津市都市計画部交通政策課の福留でございます。本日の会議が円滑に進みますよう、皆様方には御協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の会議の成立について御報告申し上げます。当協議会の委員現在数は 13 人でございまして、本日は全員御出席いただいておりますので、協議会設置要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、半数以上の委員に御出席いただいていることとなりますので、本日の会議が成立いたしておりますことを御報告させていただきます。

現在のところ、傍聴の方がいらっしゃいませんので、来られましたら御紹介をさせていただきます。

次に、この度、委員の変更がありましたので、紹介させていただきます。

近畿運輸局滋賀運輸支局より中内様でございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料については、先日前お渡しさせていただきましたが、御持参いただいておりますでしょうか。

届いていない方、お忘れの方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください。

本日の会議の資料は、次第、委員名簿、席次表、資料1の協議会設置要綱、資料2の草津市福祉有償運送ガイドライン、資料3の草津市福祉有償運送ガイドラインの見直しについて、参考資料の自家用有償旅客運送の対価の取扱いについて、今回新規登録の申請をされる事業者「一般社団法人ひばり会」の申請書一式となります。

なお、資料3につきましては、配布時から一部修正がありますので、机の上におかせていただいているものと差替えをお願いいたします。

また、事業者からの申請書一式につきまして、一部の車両の車検証が添付できておりませんでしたので、追加資料として机の上に置かせていただいております。

不足等ございましたら事務局までお申し出くださいますようお願いいたします。

それでは、議事案件に入らせていただく前に、自家用有償旅客運送の対価の取扱いについて、滋賀運輸支局から御説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

【委員】

昨年12月に変わりました通達改正に基づきまして、自家用旅客運送に伴う旅客から徴収する対価の取り扱いについて、事務局で御用意いただきました新旧対照表に基づいて説明させていただきます。4ページを御覧ください。

今回大きく変更になった点といたしまして、従前の対価の取り扱いでは法人タクシーの運賃の概ね2分の1以下と定められておりましたが、今回の見直しにより、法人タクシーの運賃の約8割が利益を除いた運送に係る費用ということが分かり、それに基づいて福祉有償運送で収受する対価も約8割までは構わないことと変更しております。これにつきましては、必ず8割取らなければならないものではなく、協議会で認められれば8割を超えた運賃も受け取ることができますので、あくまで一つの目安として8割という基準になっております。もちろん福祉有償運送は自家用有償運送ですので、法人タクシーの活動に支障がありましたら問題がありますので、そういったところについては、各市町の協議会で話し合っていたいただき、適切な運賃かどうかを決めていただくことが必要となってきますので、あくまで8割までは基準として認められるというところを御理解いただければと思います。

【事務局】

ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました内容につきましては、草津市福祉有償運送ガイドラインにも反映させていただき予定をしており、後程、議事案件として諮りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては、協議会設置要綱の第6条第2項の規定に基づき、当協議会会長にお願いしたいと思います。議事進行をよろしくお願いいたします。

2. 議事

【会長】

それでは、これより私のほうで会議を進めさせていただきます。

これから皆様に御審議していただく議事案件は2件ございます。

まず、議事の1点目であります「草津市福祉有償運送ガイドラインの見直しについて」事務局の方から御説明をお願いします。

（1）草津市福祉有償運送ガイドラインの見直しについて

【事務局】

それでは、議事の1点目であります「草津市福祉有償運送ガイドラインの見直しについて」、資料3に基づき私から説明させていただきます。それでは、本日差替え資料として机の上におかせていただいていた資料3の1ページをご覧ください。

先ほど、滋賀運輸支局の中内様から御説明がありまして、自家用有償旅客運送制度の実施しやすさの向上を図るための改善策として、令和5年12月28日に収受する対価の取扱いに係る通達が発出され、これまでの目安であったタクシー運賃の2分の1程度が、8割程度に変更されました。これを受けて、当市のガイドラインにおいても、対価の目安を変更するものであります。なお、変更部分につきましては、資料3の1ページ、左側が現在のガイドラインになっておりまして、右側が新しいものになっております。ガイドライン4ページの対価に関する部分、10ページの当協議会審査基準の中の収受する対価に関する部分に、タクシー運賃の概ね2分の1という記載がありますので、こちらを8割という形に変更をさせていただいております。対価の変更については以上になります。

次に、もう1点ガイドラインの見直しがありまして、資料3の3ページをご覧ください。こちらは市様式第11号の福祉有償運送を必要とする理由書であり、身体障害者および要介護認定者以外の旅客を運送しようとする場合に、提出していただくものとなっております。当様式については、福祉有償運送を利用することが適切であるかを判定するための「判定委員会」において重要な判定資料として使用しているところではありますが、記述欄が1枠しか設けられておらず、こちらが必要とする情報が資料提出時に得られないことがあり、判定委員会の開催までにかかる期間が延びる原因の一つと考えております。前回の福祉有償運送運営協議会で「判定委員会」について協議を行い、判定委員会を設置することは必要であるとの御意見を言っていたところではありますが、同時に判定が円滑に進められるような取り組みを検討する必要があるとの御意見もいただいておりますことから、今回資料3の4ページのように設問をより詳細にすることで、資料提出時からある程度の情報が確実に記載されるように変更させていただくことができれば、判定委員会の開催までにかかる時間を短縮できると考え、様式の変更を議事案件として諮らせていただきました。

た。変更後の様式について、不必要だと思う設問や逆に必要だと思う設問、その他の記述について協議いただけますと幸いです。

私からの説明は以上となります。

【会長】

ありがとうございました。ただいまの説明について、御質問や御意見があれば承りたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

前は障害者手帳等を持っていたら利用できたと思いますが、今回は、一人一人判定するという意味でしょうか。

【事務局】

判定につきましては、元々身体障害者の方と要介護認定者の方については事業者の判断で障害者手帳等の書類を見せていただければ利用いただけますが、知的障害者の方や精神障害者の方については判定委員会を開く必要があるとさせていただいていたので、元々の方法は変わっていません。判定にあたる資料を変更させていただく意味で諮っております。

【会長】

基準そのものは変えずに、判定する際の書類が現状具体的に書かれておらず、改めて確認をしなくてはいけない事態がよく起こることから、そのロスを無くして、具体的に判断するために記載する項目をあらかじめ書いておくという変更でよろしいですね。

【委員】

協議会で判定するにあたって、審査側としては、診断書やケアマネジャーの意見書が付いていた方が判断しやすいと思いますので、必ずつけていただく方が、審査がスムーズだと思うのですが、いかがですか。

【事務局】

「必要に応じて」という部分を抜くということでしょうか。

【委員】

審査側としては明確で分かりやすいと思います。

ただ、旧の様式は、事業者から申請するように記載されており、新様式は御本人から申請するという形になっています。この理由書の提出者が判然としない点がありまして、委員が

おっしゃったように全て自分で書くのであれば、第三者からの評価という意味で、診断書等の書類が必要かと思います。つまりは、理由書の提出者の整理が必要かなと思います。

【事務局】

旧様式には「自家用有償旅客運送者の名称」の欄がありますが、新様式にはない。様式11号を出していただく際は、事業者からの提出となりますので、「自家用有償旅客運送者の名称」の欄を追記し、提出者が明確になるようにさせていただきます。

【委員】

事業者が代弁して提出されるということですね。ただ、新様式をみると、本人からの意見であるような書き方になっている部分があります。事業者からの提出にするにしても、様式内の書き方も整理する必要があるかと思います。

【会長】

大事な御指摘だと思います。制度としては、申請者は基本的に利用される本人ですよ。ただ手続き上は、事業者が申請に来られますが、事業者は代理人という位置づけではないです。このあたりの整理をしておきたいと思いますがどうですか。

【事務局】

確かに、提出者は事業者とすると言いましたが、それでは「私は下記のとおり申し出ます」という記載がおかしくなってしまうと思いますので、この場で御助言いただけますと助かります。

【委員】

国といたしましては、事業者が許可を取るために申請されるという整理をしているため、あくまで申請者は事業者と判断しております。対象旅客には条件があると思いますが、その条件を満たしている方で申請されているかが基準となります。草津市については、判定部会で対象旅客が福祉有償運送の対象となるかどうかの御審議をされると思いますが、その判定に我々は関与していませんので、意見を申し上げる立場でないのかなと思いますが、個人的な意見としましては、新様式を見たときに誰がどの立場で提出するのかという点を明確にしていだかないと、事業者の判断で提出したものなのか利用者と事業者が調整して提出したものなのか分かりにくいと思います。有償運送制度は、バスやタクシーといった公共交通機関を利用できない方が移動しやすい環境を整えるための制度であり、対象旅客の判定を行うにあたり、事業者や御本人が意図した形になっているかどうかは重要であると思うので、様式については再度見直す方がよいと思います。

【会長】

提出者はこれまでどおり事業者になりますが、これまでよりも御本人の状況を正確に把握して提出していただく必要があるということですね。ただし、新書式では誤解を招く恐れがあると思います。

【委員】

例えば、様式は変えず、利用者から事業者への申込書を添付するというのはいかがでしょうか。

【会長】

利用者が申し込みをされる際、申込書に御本人の状態を記入していただき、これを基に事業者が判断して書類を作成するという事でよろしいですか。事業者は利用者から詳細な状態を記載した書類を提出していただき、それを基に書類を作成して協議会に提出する、という流れで理解してみましたが、どうでしょう。従来と大きく変更はないですが、書式や手続きを具体的に整えるというイメージになろうかなと思います。

【事務局】

旧様式は事業者の名称で提出していただいていたのですが、新様式では、まず利用者から事業者へ書類を提出してもらい、その書類をもって事業者が判断して事務局に提出するという流れでよろしいでしょうか。

【委員】

事業者の意見として、利用したい方が来られた時確認するのは、身体障害者手帳と御本人のお名前で、基本的に判定委員会に付ける必要のある方は手帳を持っておられない方かと思いますが、事業者がその方を受けられるかどうかは今まで明確にされておらず、陳情のように申請されるのが現状かと思われます。手帳を持っておられない方がなぜ公共交通機関に単独で乗れないかというところを判断しなければ、事業者は運送できないので、その判断する部分を明確にしていきたいと思います。

例えば、必要な書類を参考様式として事業者に示せば、事業者と利用者の意思統一に繋がると考えます。個人情報の取扱い等についても、手続き書のようなものを作っただけでしたら、事業者としても非常に助かると思います。

【会長】

様式について様々な御意見をいただきましたが、事業者が利用したい方について把握する際にこの様式があれば、具体的に状況を整理でき、判定委員会での協議においても有効な書式であるというのは基本認識であると思います。ただ、様式内には個人情報が含まれるの

で、取扱いについてはあらかじめ事業者や利用者が分かるように断り書きがあった方がよいかと思います。

また、診断書の提出については、提出することを原則にしてはどうかと提案があったのですが、いかがでしょうか。

【委員】

例えば、介助者がいてバスタクシーで行けるのであれば、福祉有償運送は必要ないです。そのような部分も比較するために第三者の意見がある方が、福祉有償運送が必要となる理由がはっきりすると思います。そもそも福祉有償運送が始まった経過として、公共交通機関のバリアフリーが進んでいないことで車いすの方の移動手段がないという課題から始まっていると思うので、公共交通機関ではなく福祉有償運送でなければならない理由が明確でないと判定はできないと思います。

【委員】

診断書を用意するにはお金が掛かりますので、医師やケアマネジャーに福祉有償運送でなければ難しいという意見書も可とすればどうでしょうか。ただし、ケアマネジャーも何を書けばよいのか悩まれるかと思うので、参考様式があればなおよいかと思います。

【会長】

委員がおっしゃったように、客観的に福祉有償運送を利用する必要があるということを示すことは重要ですので、診断書でなくても同等の客観的に福祉有償運送の必要性を証明するものがあればよいということですね。

【委員】

「診断書もしくはケアマネジャー等の意見書」とすればいいのかと思います。

【会長】

申請時には、客観的に福祉有償運送の必要性を証明するものを提出していただくということで、この件はよろしいですか。

最終は事務局一任としてもよろしいでしょうか。事務局から何かありますか。

【事務局】

確認です。事務局の方に御提出いただく書類としては、事業者から判定委員会に提出していただく資料で、判定委員会に資料を提出していただく際には、事業者が利用者本人に対して聞き取りをしやすいような様式を提出してもらい、それを添付していただく。

また、ケアマネジャー等にその方の状態像や普段の様子を聞き取りするための参考様式

があればスムーズにいくと思うので、事業者がケアマネジャーに対して聞き取り調査ができるような様式を御用意させていただいて、当市のガイドラインに参考様式という形で載せさせていただく。そういった形でよろしいですか。

事業者が事務局に提出していただく様式と、事業者が利用者を書いていただく様式と、ケアマネジャーに意見書を書いてもらうための様式の3枚になるということで理解いたしました。

【会長】

新しい理由書の様式について、これまでのところを含めて御意見ありますか。

福祉有償運送を利用することの必要性を明確化することが前提であり、これまでの書式だと抽象的な書きぶりになってしまうことがあるので具体的に書いていただくということです。一方で、個人情報の取扱いについても明示する必要があると思います。事業者にも、個人情報を具体的に書いていただくことの必要性について共通認識を持ってもらうことが必要かと思います。

理由書の様式を含めたガイドラインの見直しについて御意見ありますか。

議事の一点目については、議論いただいて承認を得たということでよろしいでしょうか。

《異議なし》

ありがとうございました。それでは承認させていただきます。

(2) 道路運送法第79条登録団体の新規登録審査（一般社団法人ひばり会）

【会長】

それでは次の議事案件に入りますが、その前に、議事にかかる個人情報の保護について、今回、審査案件が審議されるに先立ち、とくに福祉有償運送の対象旅客の審査に関する部分については、氏名、障害程度、生活関連情報など個人を特定する情報を取り扱う可能性があり、当協議会設置要綱第6条第7項の規定により会議の非公開を決議したいのですが、委員各位の御賛同をお願いいたします。

《異議なし》

それでは、議事の2点目であります「道路運送法第79条登録団体の新規登録審査」に進みます。

まず、はじめに審査にあたっての流れを御説明いたします。

今回の申請につきましては、新規登録申請であります。

この後申請事業者に入室してもらい、事業者の方に事業概要等を15分程度説明していただき、その後、質疑応答を15分程度実施し、事業者退席後、協議・審査に移ります。

資料については、「一般社団法人ひばり会の道路運送法第79条登録団体の新規登録審査に係る申請書一式」となります。

皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

ここまでの説明で御不明な点などありませんでしょうか。

それでは、これから新規登録審査に入らせていただきます。申請事業者「一般社団法人ひばり会」の入室をお願いいたします。

《非公開》

3. 審査

【会長】

それではこれより協議、審査に入ります。

只今の審査案件について、運輸支局への届出の条件である地域関係者合意について、当協議会として地域関係者合意に至ってもよいか、それとも問題があり、一部修正などの条件が必要か。あるいは、見直しすべき点が多く、再度申請として差し戻すかの議論をお願いします。ここから御意見を頂戴します。よろしくお願いいたします。

【委員】

利用者について、障害福祉の通院介助などを受けられている場合は、家から車に乗せるまでの間は国民健康保険の範疇になると思いますが、そのような決定を受けていない方が対象ということでよろしかったでしょうか。

もし、障害福祉サービスを受けている場合は、家から車に乗るまでは通院介助として補助されますが、通院介助の補助を受けられない方が、移乗介助等の500円が必要になるということでしょうか。

【事務局】

障害福祉の通院介助等のサービスを受けられている場合は、その部分について福祉有償運送として料金は取らないように、事業者にお話しさせていただきます。

【委員】

それはどのように証明するのでしょうか。

【委員】

そもそも、今回の申請事業者は、介護保険サービス事業者で、障害福祉のサービスはできないのではないのでしょうか。

【事務局】

恐らく障害福祉サービスの事業者ではなかったと思いますが、確認させていただきます。

【委員】

確認が必要になるかと思いますが、障害福祉サービスと介護保険サービスは明確に分けられているので、障害福祉サービス事業者でなければ、そこが混同することはないかと思います。

【委員】

もう一点は、介護タクシー事業と福祉有償運送事業を同じ方がされるということで、運用面で混ざってしまうことはないのでしょうか。

【事務局】

そこについては、明確に分けて運用していただくように、協議が調ったことを証する書面の中に、協議会として文言として記載させていただくことで対応したいと考えております。

【委員】

車両保険の部分について、1台は契約者がピース株式会社となっており、もう一台は個人になっており、使用目的が業務使用ではなく日常・レジャー使用となっています。これは事故があったときに保障の対象になるのでしょうか。

【事務局】

国の審査の中で、今の御指摘のところは確実に精査させていただき、ピース株式会社と個人の関係性等の説明を事業者に求めていくことになります。我々としては、まず対物対人の制限があるかどうかを確認できる資料を提出していただき、事業者として適切に保険が適応されるのか等の精査を行います。ベストは、契約者を事業者とする保険に変えていただくことですが、契約上それができない場合は、事故の時も適切に保険が適用されます、という形の宣誓書をいただくことになるかと思います。

【委員】

それは保険会社に確認されたうえで事業者に提出してもらうのですか。

【事務局】

保険会社には確認せず、事業者に直接伝えます。我々は事業者の申請に基づいて審査していくので、交通事故等のトラブル時には、確実に補償するということを、事業者に宣誓していただくことで保証していくと思います。

【委員】

宣誓書を事業者に提出していただき、保険が確実に適用されるかどうかは事業者で確認してくださいということですね。

【事務局】

我々としては、提出された宣誓書に基づいて事業をしていただくものと考えておりますので、万が一事故があったが保険の適用ができず補償できないと言われた場合は、国に対して虚偽の申請をしたということで追及していくことになると思います。

実際起こってみないとどうなるのか分からないところではありますが、少なくとも登録段階では宣誓書等の書類をもって安全性を担保することになるかと思います。

【委員】

タクシー事業者であれば、タクシー会社で保険に加入していることが前提であるので、そのあたりの基準が宣誓書だけでは、利用者側としては少し不安になります。

【事務局】

我々としては、宣誓書は最終手段であり、まずは保険の契約者を変更してもらうことを前提に事業者へ伝えます。どうしても保険の契約上変更できないということであれば、例外的な取り扱いとして宣誓書による対応になるかと思います。利用者からすれば、宣誓書を結んでいるかどうかは見えないので、保険の契約者が異なると不安だという意見はもっともだと思います。

【委員】

まずは契約者を変えてもらうようにするということがよいですか。

【事務局】

もちろんです。

【委員】

対価について、明確に分かるようなものが必要ではないでしょうか。

【会長】

この後、事業者の新規登録を認めるか否か決めますが、もし認めるとなった場合、付帯条件で対価の根拠を明記していただくことということでよろしいでしょうか。

また、明記をしていただいた後の確認については、事務局一任ということによいでしょうか。

【委員】

社団法人を立ち上げた熱意はすごいと思います。しかし、福祉有償運送の意義や他の移動手段との違いを利用者に対して明確に説明する必要があるかと思います。

私も、福祉有償運送に関するパンフレットを作成しており、利用者に対してまずはタクシーを使ってくださいと話したうえで、会員になっていただいております。移動以外に介助が必要な場合は、障害福祉サービス等の併用もできるので、利用者が理解して使い分けること、利用者にとって分かりやすいパンフレットや説明書等を作成することをお勧めします。これは是非付帯決議でつけていただきたいと思います。

【委員】

先ほどの説明時に、既に介護タクシー事業を行っており、タクシー料金が払えない方が出てきたので福祉有償運送を始めたと言っておられたので、多くの方の輸送を助けたい思いはあるのかと思います。ただ先ほど他の委員も心配していたように、介護タクシー事業と福祉有償運送の住み分けが曖昧になることがありますので、そこについて何か示されるとよいかと思います。

【会長】

重要な御意見だと思います。

今回はあくまで申請段階における状態での審査になりますが、今後利用対象者がなし崩しに増え、営利目的のものも混ざってこないかという懸念もあるかと思います。福祉有償運送は、公共交通機関や福祉サービスが優先であり、あくまで補完的なものですので、そのあたりを理解して事業に取り組んでいただきたいと思いますので、こちらで原理原則を丁寧に説明したうえで、あとは事業者の善意を信じるしかないと思います。

他に御意見や御質問ありますか。

【委員】

車両の使用について、今回申請されている車両が、株式会社ピースとしてされている訪問介護や障害福祉サービスに利用されている車両でも問題ないのでしょうか。

【事務局】

福祉有償運送の申請があった場合、車両に対して登録番号を付与するので、白ナンバー車両を福祉有償運送として使用する際には、その登録番号を明示して福祉有償運送の車両であることを示していただく必要があります、番号の明示をしていただければ、どの車両を使っているに問題ありません。例えば、福祉有償運送以外の白ナンバー車両を用いた事業として、介護タクシーのぶら下がり許可がありますが、それで使用する車両と福祉有償運送で使用する車両が同じであっても、福祉有償運送時に番号の明示ができていれば、問題はないということになります。しかし、個人的には、使用する車両は事業ごとに分けていただいた方がよいと思います。

【委員】

分かりました。ありがとうございます。

【会長】

他よろしいでしょうか。

ここまでのところで議論を尽くしていただいたと思います。結論を今から申し上げます。

議論を尽くした結果、当協議会としましては、申請は認めるという方向を基本としつつ、この制度の趣旨に即して運用していただくために、利用者への分かりやすい料金説明をしてもらうことを強く求めるということでお願いいたします。

あとは、福祉有償運送が補完的な位置づけであり、他の福祉サービスがあればそちらを使っているということを理解してもらう、料金設定が時間制のみなので、今後短期距離の利用をしたい方が来た場合は断ってもらう、車両保険の契約者を正しいものにしてもらい、それができない場合は宣誓書を書いてもらう、アルコールチェックの記載を追記してもらう、というところでよろしいでしょうか。漏れていたら皆様補足してください。

【委員】

介護タクシー事業との分離を明確にしてもらうこともお願いします。

【会長】

この後、事務局から事業者にこれらをお伝えしていただき、その後の確認も事務局一任でしていただくということによろしいですか。確認のために再度集まることはないと思いますので、事務局の方でお願いいたします。

【事務局】

今お伝えいただいたことは、協議が調ったことを証する書面を提出させていただくのですが、付帯意見として記載させていただき、事業者へお伝えさせていただきます。

【会長】

それでは、当協議会の結論といたしましては、申請は認めることを基本として、これまで言った付帯意見を事業者に伝えていただくということを結論といたします。ありがとうございました。

本日の議事はこれで終了となります。

その他に委員の皆様方から、何かお伝えされることなどはございませんか。

なければ、以上をもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。

委員の皆様、どうもありがとうございました。

進行を事務局へお返しいたします。

4. 閉会

【事務局】

会長、議事進行をありがとうございました。また、委員の皆様には、活発な御意見を頂戴いたしまして誠にありがとうございました。

なお、当協議会における委員の皆様の任期につきましては、今年度で終了となりますことから、3月下旬頃に次期委員の委嘱にあたり委員推薦の依頼を別途、送付させていただく予定でありますので、お手数をお掛けいたしますが、御対応いただきますようよろしくお願いいたします。2年間、当協議会の運営に御協力いただき、ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第18回草津市有償運送運営協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

本日使用しました「一般社団法人ひばり会の申請書一式」につきましては、事務局で回収しますので、持ち帰らずに机の上に置いて御退室くださいますようお願いいたします。

(閉会)